

玉井齋場大規模改修工事（建築）技術資料等作成要領

令和3年6月4日の公告に基づき、玉井齋場大規模改修工事（建築）の簡易公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類の作成及び提出にあたって、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 工事の概要

(1) 工事名 玉井齋場大規模改修工事（建築）

(2) 工事場所 松江市美保関町福浦 130 番地

(3) 工事内容

玉井齋場大規模改修工事（建築）

・改修工事

外壁改修 一式

外部建具改修 一式

屋上防水改修 一式

外部改修 一式

内部改修 一式

仮設工事 一式

発生材運搬処分費 一式

・仮設待合室工事

建築主体工事 一式

解体工事 一式

備品リース 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

(4) 工期 契約締結の日から令和4年1月31日

(5) 予定価格 62,084,000 円

(消費税及び地方消費税の額を含む)

(6) 最低制限価格 入札の実施後公表

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 境港市の令和3・4年度建設工事入札参加資格者格付のうち、建築工事A級を有する業者または、松江市の平成31・32（～令和3）年度建設工事入札参加資格のうち、松江市内に本社を有する建築工事A級格付を有する業者であること。

(3) 公告日より技術資料提出日までの間に、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）に基づく資格停止又は、松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年3月31日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす者を主任技術者等として配置できること。

ア 建設業法第27条第1項の規定により実施される建築施工管理技術検定（1級）の合格証明書の交付を受けている者、または建築士法第4条の規定により実施される1級の建築士試験に合格し、かつ国土交通大臣の1級建築士免許の交付を受けた者であること。

3 設計書及び図面の閲覧

(1) 閲覧場所 境港市上道町3000番地 境港市建設部管理課管理係

(2) 閲覧期間

令和3年6月7日（月）から7月6日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

(3) 設計書及び図面の貸出

貸出期間 (2)に同じ

貸出時間 4時間以内

※設計書を閲覧した場合、または貸出を受けた場合は、署名をしていただきますので、管理課の窓口まで必ずお越してください。

4 技術資料の作成方法及び提出

(1) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期限

令和3年6月7日（月）から6月21日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

イ 提出場所

境港市上道町3000番地 境港市建設部管理課管理係

ウ 提出方法

持参のうえ、提出すること。

(2) 提出書類

技術資料

ア 配置予定技術者の資格（様式第1号）

イ 建築工事施工管理技術検定（1級）合格証明書の写し又は1級建築士免許証の写し

(3) 技術資料の記入要領

技術資料は、以下の要領により作成することとする。

ア 配置予定技術者の資格について記載すること。

イ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。

(4) 提出部数

技術資料の提出部数は2部とする。1部は控えとして受付後、提出者に返却する。

(5) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5. 入札参加者の指名について

(1) 技術資料の提出をもって、提出者に入札参加の意思があるものとみなす。

(2) 入札参加希望者の中から指名業者を選定し、選定された指名業者に対し、その旨通知する。

(3) 指名しなかった技術資料提出者に対しても、指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を付して、その旨通知する。

(4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して3日以内に、本市に対して、書面により非指名理由の説明を求めることができる。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

(5) 前号の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

6. その他の留意事項

(1) 入札の日程等は、指名業者に対して別途通知する。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術資料は返却しない。

(4) 技術資料の作成及び工事内容に関する説明会等を行わない。

(5) 提出された資料は、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 条件を具備した技術資料提出者が1社のみの場合でも、本件入札は執行する。

(7) その他不明な点についての照会は、境港市建設部管理課管理係《電話番号(0859)47-1076》に対して行うこと。